

別紙（陳情第 14 号）

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

中央最低賃金審議会会長 宛

最低賃金引き上げの「全国一律化」の実現を求める意見書

昨年来からのコロナ禍で、労働者の生活は厳しさを増しており、政府をはじめ公的な手立てによる直接支援などが強く求められています。同時に、国の経済を回復させるには、家計消費を拡大させることが極めて重要であり、そのためにも、日本の労働者の賃金の底上げとして、最低賃金の引き上げは欠かすことができません。

この最低賃金の引き上げにあたって、最低賃金を労働者の実態に即して決定し、より多くの効果をあげるためには、都道府県別に引き上げる制度を見直す必要があります。

すでに労働団体の調査において、都市部と地方部においての最低生計費にほぼ差異がないという結果が出ており、そのことから最低賃金の都道府県別設定は意味を持たず、全国一律設定こそが実態に即しているといえます。また、中央最低賃金審議会が提示する、A～Dにランク分けされた「目安」は、本来、同一の最低賃金でよいものを、結果として、わざわざ格差あるものに誘導してしまっています。最低賃金の最上位である東京都と沖縄などの最下位各県との格差は 221 円となっており、年収差でいえば、フルタイムで約 46 万円となります。全国展開するスーパーやコンビニで働くパートやアルバイトは、ほぼ最低賃金付近で働いていますが、労働の内容に大きな違いはないのに、その賃金に違いがあるのは、「同一労働・同一賃金」の観点から見て重大な問題です。このようなことから労働力の都市部集中、地方部の労働力確保困難を懸念する声が以前から出されています。

中央最低賃金審議会においては、目安提示における A～D のランク区分の見直しが 5 年おきに行われてきました。直近では 2017 年に行われたので、次回見直しの答申は来年となることが予測されます。この際、政府の方針として、都道府県別最低賃金設定を大胆に見直し、全国一律の引き上げに踏み切るべきです。これらの見直しは、最低賃金の持つ効果を大きく引き出すと共に、コロナ禍における消費低迷脱却の一助となるものと考えます。

最低賃金法の目的を実現するためにも、最低賃金引き上げの「全国一律化」を求め意見書を提出します。

記

- 1 最低賃金の設定にあたっては「全国4つのランク分けに基づく目安提示」「都道府県別設定」を廃止し、全国一律とすること。
- 2 最低賃金の引き上げにあたって、影響を受ける中小・零細企業に対しては社会保険料の負担軽減などの支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

北九州市議会